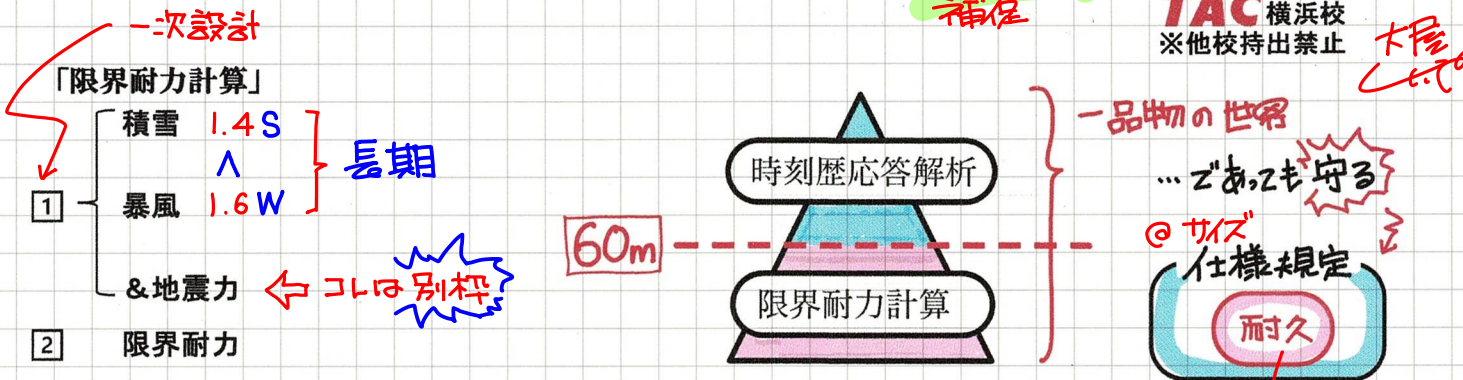


大層
て。て。



- ★ 限界耐力計算を行う場合、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期（常時及び積雪時）及び短期（積雪時、暴風時及び地震時）の各応力度が、それぞれ長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめなければならない。

（正・誤）

H26・R04

- ★ 鉄骨造の建築物において、限界耐力計算によって安全性が確かめられた場合、柱以外の構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材の有効細長比は、250以下としなくてもよい。

（正・誤）

H26

「保有水平耐力計算」 ※いわゆる「ルート3」

↑ 耐ではあゝ

- ★ 保有水平耐力計算においては、高さ25mの鉄筋コンクリート造の建築物の地上部分について、保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることを確かめた場合には、層間変形角が所定の数値以内であることを確かめなくてもよい。

（正・誤）

H29

- ★ 保有水平耐力計算において、高さ20mの鉄骨造の建築物の屋外に面する帳壁については、構造計算によって風圧に対して構造耐力上安全であることを確かめなくてもよい。

（正・誤）

R01

云々返し
おまき
暗記!!

- ★ 鉄筋コンクリート造、高さ31m、地上10階建ての建築物について、保有水平耐力計算によって安全性を確かめた場合には、許容応力度等計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行わなくてもよい。

（正・誤）

R04

一部のみOK

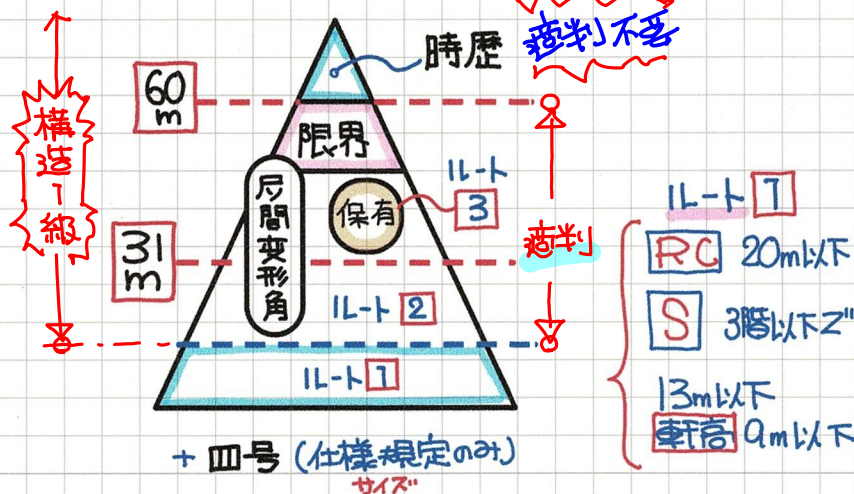
- ★ 鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ45mの建築物の地上部分について、保有水平耐力計算によって安全性を確かめた場合には、各階の偏心率が、それぞれ15/100を超えないことを確かめる必要はない。

（正・誤）

R04

Point 「保有水平耐力計算」の除外規定

「適合判定&構造一級建築士の関与」



★ 層間変形角

- ① 地上部分のみ
② 準耐火建築物 1/150 以下

Point

ルート1の規模であっても

2以上を確保可
適判がたまる!!